

巻頭言



相手の懐に飛び込んでみたものの……

異常気象が驚きでなくなっていました。子どもたちの未来は大丈夫でしょうか。また今、春でもないのに「桜疑惑」が世間を騒がせています。「桜」には何の罪もないのに随分と嫌な思いをさせてしまいました。そんな中、レラピリカは皆様のお力添えで何とか6年目を乗り切れそうです。ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、2ヶ月ほど前になりますが、17歳の女の子から突然「レラピリカに入れてくれない？」という電話が来ました。話を聞くと、父親が病気で亡くなり、多額の保険金が下りたのです。そのため、叔父さんが未成年後見人に選任されたのですが、叔父さんはお金に細かく、口うるさいだけで、それ以外は何もしてくれない。自宅で独り暮らしなので「寂しい」というのです。しかし、ただ「寂しいから」という理由でシェルター入所というわけにはいきません。ところが真夜中、私の携帯に警察から「深夜徘徊の女の子を捕導したところ、ここに連絡してくれというものですから……ご存じですか」と電話が架かって来たり、家裁の調査官からも「叔父さんとの折り合いがあまりにも悪く、新たに後見人を選任したい。お引き受けいただけませんか」と懇請され、抵抗しきれずあえなく「落城」。

後見人になってみたところ、いやはや大変。まあ、基本的には甘えっ子なんですけど、とにかくわがままで金遣いは荒く、説教しようにも会うことを拒絶し続け、連絡は一方的なメールでの「金送れ」のみ。完全なコミュニケーション失調状態。

どうしたらいいものかと思案にくれていたところ、思想家の内田樹さんがある論考で次のように述べていました。

コミュニケーションが不調に陥ったときにそこからぬけ出すためにはどうしたらよいか。「身を乗り出す」のである。相手に近づく、相手の息がかかり、体温が感じられるところまで近づく。相手の懐に飛び込む。「信」と言ってもよいし、「誠」と言ってもよい。それが相手の知性に対する敬意の表現であることが伝わるなら、行き詰まっていたコミュニケーションはそこで息を吹き返す。……難しい内容ですがなかなか含蓄があります。

そこで、私は、「息がかかり、体温が感じられるところまで近づく」ことは出来ませんので、口うるさく説教をすることを一切やめにしました。そして、「17歳の女の子なんだから、きれいにしなきゃだめだよ。」くらいの小言は言いつつ、全て希望をかなえてあげることにしたのです。そうすると1ヶ月くらいしたら、彼女の方から「ちょっと聞いてもらいたいことあるんだけど」、と連絡をよこすようになり、ついに事務所までやってきました。

とりあえず「相手の懐に飛び込む」ことは出来たようなんです。しかし、これからが修羅場です。子どもには常に敬意をもって接しようとは思いますが、かといって言いなりにはなるわけにもいかない。このバランスをどうとるか。「子どもに寄り添う」、「子どもと向き合う」というのは口で言うほど簡単ではないことを実感します。



子どもシェルターレラピリカ
理事長

内田 信也



「子どもシェルター全国ネットワーク会議」参加報告

弁護士 平野 美里

2019年11月23日及び24日の二日間にわたって、「子どもシェルター全国ネットワーク会議」が開催されました。この前東京で行ったばかりかと思っておりましたが、もう一年が経ってしまいました。

今年度は和歌山で開催されました。毎年度開催されておりますが、年々参加地域が増え、130名以上の関係者が集まりました。

あらためまして、子どもシェルター全国ネットワーク会議(団体)のことをご説明しますと、当団体は、全国各地で子どもシェルターを設置運営する団体の設立支援、経験交流、研修、連携協力等を行うことにより、困難を抱える子どもの権利保障の実現をめざす活動を行うことを目的としています。現在21の団体が加盟しています。南の方から、沖縄、宮崎、大分、福岡、広島、岡山、兵庫、和歌山、大阪、京都、愛知、神奈川、千葉、東京、埼玉、群馬、石川、新潟、宮城、札幌、旭川です。なお、群馬は、これから子どもシェルターを立ち上げる予定となっています。

今年度の会議には、加盟団体以外に福井、静岡、佐賀からも弁護士や職員等が参加し、子どもシェルターを立ち上げようとしている地域が少しずつですが増えています。

今年度の会議も、一日目に全体会と分科会、二日目に全体会を行いました。議題がたくさんあり、活発な意見交換がなされ、議題が消化できずに終わってしまいました。

一日目の全体会では、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の方に行政説明をしていただきました。いろいろな形で報道されていますが、児童相談所への相談件数は増加傾向にあります。そのうち、施設に入所する児童は相談件数からするとわずかではありますが、一定数います。そして、施設に入所する理由は様々ですが、施設に入所している児童の中で、虐待を受けたことがある児童が多くいます。

児童福祉法が改正され、制度の変更や新設がされたり、検討されたりしているところです。子どもたちにかかわる機関はたくさんありますが、それらの機関がかかわっているだけでは足りず、それらの機関の連携が十分に行われることが必要であることは

いうまでもありません。しかし、まだまだ不十分な状況です。そして、各地域の機関の連携だけでは足りず、地域を超えた連携が重要であり、それができなければ、子どもたちを支援し続けていくことはできません。その点も含めた具体的な検討がされていくべきであると思いました。

当団体の総会では、当団体の事業報告がありました。その中で、昨年度も厚生労働省への要望を行いました。何が問題となっていて、要望しているかについて、簡単に説明します。

子どもシェルターは、レラピリカもそうですが、自立援助ホームとしての認可を得ています。しかし、子どもシェルターとして行っている活動は、自立援助ホームとは全く異なります。現在、子どもシェルターは、自立援助ホームと同じ位置付けで、児童自立生活援助事業実施要綱が定められていますが、自立援助ホームと同じ位置付けでは子どもシェルターの活動が難しくなる場合があります。そこで、厚生労働省へ、子どもシェルターを自立援助ホームとは別の緊急避難、自立援助の初期段階に対応する制度として位置付けた要綱の改正について要望しました。

また、子どもシェルターでは、24時間、365日、子どもの支援が必要であり、多くの職員が配置される必要があります。そこで、職員4名分までの人件費加算についても要望しました。また、児童入所施設措置費等の対象となる児童に18歳以上が含まれることを明確化することについても要望しました。三つ目の要望については実現されましたが、他の要望についてはまだ改定されず、引き続き要望していきます。

この厚生労働省への要望は、当団体の活動のほんの一部であり、他にも、子どもシェルター立ち上げブックの作成、少年法の適用年齢引き下げ反対の表明、JaSPCAN岡山大会への参加等いろいろな活動をしました。来年度も、引き続き、また、新たにさまざまな活動をしていきます。

全体会の後、分科会を行いました。例年通り、運営、スタッフ、子ども担当弁護士(コタン)の3つに分かれて行いました。

運営分科会では、さまざまな議題について意見交換を行いました。その一つは、一時保護委託の場合の子ども担当弁護士(コタン)の選任や役割についてです。

子どもシェルターは、18歳以上の児童だけでなく、18歳未満の一時保護された児童が、児童相談所からの委託を受けて入居することもあります。一時保護委託といってもさまざまであり、方向性が決まっています。短期間のうちに退居する場合もあれば、方向性がなかなか決まらず、長期間にわたってしまう場合もあります。

レラピリカでは、一時保護委託においては原則コタンをつけていませんが、他のシェルターにおいてはコタンをつけており、一時保護委託におけるコタンの役割、必要性について、改めて認識しました。そもそも、子どもにとっては、一時保護委託であろうと自立援助ホームとしての委託措置であろうと、18歳未満であろうと18歳以上であろうと、関係がありません。子ども一人一人に必要な支援をしていくことが大切であり、私たちレラピリカができること、やるべきことを改めて考えていきたいと思えます。

スタッフ分科会においては、長期化する子どもや年齢差のある子どもへの対応などについてグループで意見交換を行いました。

長期化すると、子どもたちは不安が募っていき、心や生活が乱れたりしてしまうことがあります。長期化してしまうことがやむを得ないときもありますが、子どもたちにとってシェルターに入居している時間というのは、私たちが感じている以上に長く感じていて、一日一日不安でいっぱいです。

レラピリカでも長期化してしまう子どもがいます。スタッフは、子どもたちにいろいろな形で働きかけて対応してくれています。私自身はどうだろうと思ひ返しました。長期化してしまっている、仕方ないと思ひ、いつもと同じように接していたのではないかと、子どもたちの変化に気づいて、別の対応をすべきだったのではないかと思ひました。子どもたちに対する支援やケアは、そのときそのときで変わります。そのときそのときに必要なケアができるようにしていきたいと思ひます。



子ども担当弁護士(コタン)分科会では、入居から退居した後のアフターケアの一連の流れの中で起きる問題などについて、たくさん意見交換を行いました。

子ども担当弁護士の役割や行っていることは、基本的にはどこの子どもシェルターも同じですが、子どもシェルターとして異なる点があり、それによってコタンの活動も異なります。例えば、外出について、原則認めていないところあれば、認めているところもあり、認めているところはコタンと一緒に外出したりしています。また、アフターケアが必要であることはどこの子どもシェルターも同じですが、法人としてアフターケアの体制を整えているところもあれば、コタンに任せているところもあります。

異なる点ではありますが、どこの子どもシェルターも、目の前にいる子どもたちのために、今できるだけの支援をするという気持ちで頑張っています。

二日目の全体会では、各分科会の報告の後、立ち上げ準備中だったり、立ち上げを考えている地域の状況を報告してもらい、質問を受けたりしました。

その中で、子どもシェルターが何なのかを知らなかったり、必要性を理解してもらえなかったりする自治体があることを知り、とても残念に思ひました。都道府県に少なくとも一つの子どものシェルターをという思いでやっています。都道府県に少なくとも一つの子どものシェルターがあることによって、他地域との連携を強化していくことができます。まだ子どものシェルターがない地域に、子どものシェルターの意義を知ってもらうべく、発信していく必要性を感じました。

最後に、今回和歌山の開催ということで、和歌山県及び和歌山市よりご後援賜り、心より感謝申し上げます。

また、今回の会議のみならず、例年会議を開催することができているのは、麒麟福祉財団による当団体への多大なる助成金のおかげであります。心より感謝申し上げます。

来年度は千葉で開催する予定です。早いですが、来年度もご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。



👉 スタッフ通信

子どもの事に全く関わったことのない私が、この度ご縁があって「のんの」スタッフとして働かせて頂き9ヶ月となります。

この仕事に就いた自分に驚き、「私に出来るのか」と自問自答のなかのスタートでした。

まだ9ヶ月？ いいえもう9ヶ月です。毎回の驚き、戸惑い、自己嫌悪と悪戦苦闘の日々です。

触れ合いの中で感じる子どもたちは、可愛くて、シャイで、とても個性的で、私たちはのんびりしている暇などありません。

突然、堰を切って話し出す子どもがいれば、なかなか話し掛けてくれない子どももいます。

まだ幼い心に溢れる思惟を抱え、誰かに吐き出したい衝動、先の見えない怒り、不安、願望、焦りで爆発しそうな姿にどうよりそえば良いのか胸が詰まります。

人生でのほんの一瞬「のんの」で過ごす日は、子どもたちにとってはすぐに記憶から消えてしまうことかもしれません。

でも、だからこそ、思い切り笑って、のんびりと楽しみ、ときには泣いたり、怒ったりして、笑顔で「のんの」を旅立って欲しいのです。

私には大したことなどできませんが、そんな

お手伝いをしたいのです。

いつも「のんの」に通う時、長い坂を登り下りします。

登りの坂では、会える子どもたちの様子を想像し、下りの坂では嬉しかった事に思い出し笑い、そして子どもたちにより添えられたか、話をちゃんと聞けたか反省の坂。

長い坂も短く感じるのです。

今日も、明日も想いを巡らせて登り下りしたいとおもいます。

皆さまこれからもどうぞよろしくお願いいたします。





のんの入居者さんから一言いただきました

入居者Aさん

最初に、ののを見た時、とっても綺麗な所でびっくりしましたのを覚えています。

スタッフの皆さん、ボランティアの皆さん、私以外にもう一人入居者の方がいましたが、その方も、皆さんもとても優しく、話すのが好きな私は、沢山話し、すごく楽しかったです。お散歩も暑い中でしたが、行き、色々な思い出が出来ました。

初めて、うどんも作りました……最初は上手く出来ず、太くて、硬いうどんで、みんなで、失敗したけれど、食べる際にも笑いが出て楽しかったです。2回目は、太さも、硬さもなかなか上手に出来、美味しく食べました。

それに、ここに来て気付いた事もありました。それは、お母さんやお父さん、友達の大切さです。今まで、お母さんが話し掛けてきた時も携帯を触っていて、きちんと話を聞いていなかったり、その他にも言う事を聞かなかったりと、今、思い返せば、

入居者Bさん

私は、ののに来る前は緊張して顔が固まっていた。来てみると、築6年もたったと思えず、印象と全く違いました。中に入ってみると、想像よりもキレイでした。その後は、スタッフさんとお話し、印象とは違う一日のスケジュールで、その時やっと、ここがどういう所なのか知り、わかりました。

初日の昼食はホットケーキでした。私は緊張すると何も食べれなくなる人なのに、初日は完食が出来、自分でもびっくりしました。

入居者の方とも色々お話が出来て、初日から仲が深まった気がしました。夜は寝れないと思ったけれど、ぐっすり熟睡する事が出来ました。

ののの基本的には室内で過ごす為、スクラッチアートをやったり、1人で出来る事を考え毎日工夫して過ごしています。

たまにはスタッフと一緒に散歩へ行ったり、外でバドミントンをしたり、シャボン玉をしたりして気分転換をしています。

悪い態度をしていて、とても後悔しています。もっと、ちゃんと話せばよかった……話を聞けばよかった……

離れると、沢山思う事があります。これからも、後悔しないようにしたいです。

のののに来て、ゆっくり過ごせ、考える事も出来ました。ありがとうございました。



一度理事長がのののへ遊びに来てくれ、会ったことがあります。会ってみると優しく頼もしい人で1時間程でしたが、楽しい時間となりました。

今は、まだ今後について決まっておらず、今年は受験生なので毎日焦っていて、これからどうなるのか心配の日々ですが、前を向き、新しい事に挑戦し、なんでもかんでも諦めず頑張っていこうと思います。

のののに来て、ゆっくりできました。ありがとうございました。





「弁護士事務局」のご紹介

事務局 弁護士 黒坂 頌胤

皆様、平素より大変お世話になっております。子どもシェルターレラピリカの事務局の黒坂と申します。現在、レラピリカの事務局は、北海道合同法律事務所に設置され、窓口となっている事務局の方がいますが、弁護士も事務局として業務を行っています。

以下では、紙面が許す限り、弁護士が事務局の一員として行っている業務内容についてご紹介したいと思います。

令和元年12月現在、弁護士の事務局は私を含め、計6名です。レラピリカの事務局長は、中島圭太郎弁護士が務めています。

主な業務としては各種会議の企画・運営・議事録作成等の業務があります。月に一回開催される全体会議では、会議の企画・運営・議事録作成を行います。全体会議では、入居中の子どもや退居した子どもの報告、施設全体の問題等、人事以外のレラピリカに関する事項について話し合います。全体会議の参加者は、理事、スタッフ、事務局、子どもシェルターPT(プロジェクトチーム)のメンバーです。

また、原則として月に2回のペースで「のんの」で開催される三者会議には、各回の担当理事1名と共に事務局1名が持ち回りで参加します。三者会議では、入居中の子ども自身の日常生活における問題点や、入居中の子ども同士の問題、スタッフ間で生じている様々な問題、スタッフの勤務シフト等について、スタッフと一緒に具体的に検討し、問題解決に向け具体的な協議を行います。事務局は、三者会議を取り仕切り、議事録を作成します。

三者会議は、現場で子どもと接するスタッフの悩みや相談を直接聞くことができ、また、入居中の子どもと実際に顔を合わせ、交流を図ることができるので、「のんの」全体を円滑に運営していく上で貴重な機会となっています。三者

会議で議題となった事項については、議事録を介して他のスタッフ、理事、事務局と情報共有します。

なお、私が三者会議に出席する際には、子ども側からNGが出なければ(過去には男性と一緒に時間を過ごすこと自体NGという例がありました)、入居中の子どもと一緒に夕飯を食べ、子どもと積極的にコミュニケーションを取るよう心掛けています。最初は緊張している子どもでも、食事の時間が経つに連れ、徐々に打ち解け、若者の流行について色々と教えてくれたり、最近学校で起こった出来事などを話してくれたりするので、私自身、子どもたちから学ぶこと、気付かされることが多いです。今後も入居中の子どもと共に過ごせる時間を大切にしていきたいと思います。

上記の他にも、避難訓練の実施、苦情解決制度の設計、各種研修の企画・実施、毎年開催されている子どもシェルター全国ネットワーク会議への出席・報告、札幌市への定例の事業報告、理事会・定期総会の招集手続き等の準備、会計資料の作成等の業務を行っています。また、事務局の一部は、「のんの」で非常事態が発生した場合の緊急対応要員として夜間緊急当番にも名を連ねています。

弁護士が行っている事務局の業務としては、概ね以上のおりです。こうして改めて弁護士の事務局の業務を見ると、多岐にわたる印象ですが、今は中島圭太郎弁護士、平野美里弁護士、横山尚幸弁護士に頼る部分が多いので、今後は今以上にレラピリカをサポートできるよう、事務局の一員として、同期の館山純士弁護士、新たに事務局となった増田翔弁護士と共に一生懸命頑張っていきたいと思います。

以上

入会・寄付のお願い

子どもシェルターの運営には子どもたちの生活費やスタッフの人件費などで年間1500万円以上の資金が必要です。しかし、行政から支給される公費だけでは不十分で、皆さまからのご寄付を必要としています。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

■会員として継続的にご支援をいただける場合

レラピリカでは、私たちの活動理念に賛同して入会していただける方を募集しております。

入会を希望される方は、「入会希望」と明記のうえ、希望する会員の種別、住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカより入会申込書をお送りします。

なお、入会された方には、レラピリカの活動報告やニュースレター、イベント案内などを継続的にお送りします。

■会員の種類

【正会員】 総会で運営方針などについてご意見をいただく会員(個人のみ)

【賛助会員】 資金面で援助していただく会員(個人、団体)

■年会費 ※会員からのお申出がない限り、毎年自動更新となります。

【正会員】 5万円(別途入会金10万円)

【賛助会員】 個人/一口5,000円、団体/一口1万円

■会員にならずご寄付のみいただける場合

匿名での寄付も承っておりますが、可能でしたら、お振込後に住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカよりニュースレターをお送りいたします。

連絡先

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目
北海道高等学校教職員センター 5階 北海道合同法律事務所内
電話：011-272-3125 FAX：011-272-3126

寄付及び 会費等の振込先

北洋銀行札幌西支店：普通5170871
特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田信也
郵便振替口座：加入者名 特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ
口座記号027109 口座番号101160

ご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。

ニュースレター第11号にてご紹介させていただいた以降、新たにご支援を頂戴いたしました企業様・団体様をご紹介申し上げます。(敬称略 2019年11月30日まで)

元株タクト野球部「バックス」一同



羽ばたくための 準備をしていきましょう

広い北の大地を
風のように
自由に駆け抜けて
欲しい

●レラピリカに込めた願い

レラピリカとは、アイヌ語で「美しい風」という意味です。
居場所のない子どもたちが、子どもシェルターで生活する間に
少しでも生きる力を蓄え、
子どもシェルターを巣立って行った後は
広い北の大地を風のように自由に駆け抜けて欲しい、
そのような願いが込められています。

声を聞かせて!

2

詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができるか検討します。
入所できるのは原則20歳未満の女子で、入所する際は基本的な約束ごとを理解していただきます。
子どもと面談して、入所の意思を確認します。
入所が難しい場合でも、相談にのったり助言をしたりすることもできます。他の専門機関への橋渡しをすることができる場合もあります。

そして、大空へ…

4

次の生活の場所が見つかったら、レラピリカは卒業です（利用期間は2週間から2か月くらいを目安としています）。
卒業した後も、困ったことや悩みごとがあればいつでも子ども担当弁護士に相談してください。

翼が疲れたら…

1

居場所のない子どもや相談を受けた大人・機関は、レラピリカに電話してください。

電話番号

011-272-3125

ようこそ、 レラピリカへ!

3

利用料（食費や宿泊費など）は無料です。
ゆっくり休んで、自立に向けて羽ばたくための力を蓄えましょう。
子ども一人ひとりに子ども担当弁護士がつき、法的な支援や親権者などとの交渉を行います。
家庭への復帰、一人暮らし、住み込み就労、自立援助ホームなど、次の生活の場所を一緒に探します。

卒業後も
困ったことや
悩み事があれば
いつでも
相談できます

特定非営利活動法人 子どもシェルター レラピリカ

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター5階

北海道合同法律事務所内

電話:011-272-3125 FAX:011-272-3126

ホームページアドレス <http://rera-pirka.jp/>

7E665ANW-
レラピリカ

NEWSLETTER
ニュースレター

No. 12